

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第七十三号

市町村に対して交付すべき昭和五十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (端数計算)

第二条 基準税額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算する。

#### (市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の

### 目 次

◇ 規 則  
市町村に対して交付すべき昭和五十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

### ◇ 告 示

木材業者等の登録  
林業改善資金の貸付基準の決定の一部改正  
解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

都市計画の変更(二件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

算式

$$\{ (35,659円 \times \alpha) \times A - B + C + D \} \times 0.731 \} \times 0.9943184$$

算式の符号

A 昭和51年度市町村税課税状況等の調 (昭和51年7月17日付受地第220号各市町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。以下同じ。)

第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAの欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和51年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(B)欄に係る額に1,320を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和51年度市町村税課税状況等の調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和50年度」のうち「計」欄に係る額に1,248を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 昭和52年度分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る調定見込額に関する調(昭和52年6月15日付受地第268号各市町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。)の表頭「昭和52年度調定見込額」のうち「計C」欄に係る額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBの欄に定める単位額補正率

(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)

第五條 市町村たばこ消費税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式により算定した額(算定の過程において、たばこの本数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

算式

$$\{ 6,701円 \times \{ (A \times B) \times 0.13575 \} \times 0.9999762$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和51年3月1日から昭和52年2月28日までの間に日本専売公社が売り渡した製造たばこの本数(500本未満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下本条において「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程においても同様とする。)

$$\left( \sqrt{\frac{a}{b}} + 1.010 \right) \times 1.087$$

a 前記Aと同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和49年3月1日から昭和50年2月28日までの間の売り渡し本数

(課税税の基準税額の算定方法)

第五條 電気税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式により算定した額とする。

算式

$$(A \times B \times 0.75) \times 0.9936712$$

算式の符号

A 昭和51年3月1日から昭和52年2月28日までの電気料金に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程においても同様とする。)

$$\left( \sqrt{\frac{a}{b}} + 1.1445 \times 1.0078 \right) \times 1.0558$$

a 昭和50年度の当該市町村における電気料金に係る電気税のうち現年課税分の収入額

b 昭和48年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A \times B \times \frac{24}{34} \times 0.75) \times 0.9872202$$

算式の符号

A 昭和51年3月1日から昭和52年2月28日までのガス料金に係るガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

B 次の算式によつて算定したガス料金に係るガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程においても同様とする。)

$$\left( \sqrt{\frac{a}{b}} + 1.0193 \times 1.0990 \right) \times 0.9403$$

a 昭和50年度の当該市町村におけるガス料金に係るガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和48年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和四十八年、昭和四十九年及び昭和五十年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて得た数量(一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程においても同様とする。)とする。

区 分	素材生産量補正率
杭木 <sup>5</sup> 用材及びパルプ用材として使用されるもの	〇・六八三三四一
その他のもの	〇・六四一四〇五

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

2 市町村に対して交付すべき昭和五十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十八号)は、廃止する。

別表第一(第三条関係)

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘ずる率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	七・六六八
五万円を超え十万円以下のもの	三・五六八
十万円を超え三十万円以下のもの	一・七一八
三十万円を超え五十万円以下のもの	一・一四八
五十万円を超え八十万円以下のもの	一・〇二四
八十万円を超え百十万円以下のもの	一・〇〇七
百十万円を超え百五十万円以下のもの	一・〇〇二
百五十万円を超え二百五十万円以下のもの	一・〇〇〇
二百五十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	〇・九九二	一・二五八	東郷町	〇・九一五	〇・八七一
米子市	〇・九九四	一・一七三	三朝町	〇・九五六	〇・四九七
倉吉市	〇・九六二	〇・九四三	関金町	〇・九七六	〇・六三〇
境港市	〇・九八八	一・〇二一	北条町	〇・九一一	〇・六二八

国府町	〇・九七六	〇・七四三	大栄町	〇・九〇六	〇・九三一
岩美町	〇・九八八	〇・九一三	東伯町	〇・九〇二	〇・七六〇
福部村	〇・九二三	〇・六二七	赤碓町	〇・九五二	〇・八三六
那家町	〇・九八四	〇・八〇九	西伯町	一・〇二六	〇・六六四
船岡町	一・〇〇四	〇・七九四	会見町	一・〇一八	〇・七〇〇
河原町	一・〇〇五	〇・七三九	岸木町	一・〇〇四	〇・七九〇
八東町	〇・九六九	〇・六七二	日吉津村	〇・九九〇	〇・七二九
若桜町	〇・九五一	〇・六五六	淀江町	〇・九九二	〇・六八三
用瀬町	〇・九五七	〇・七六三	大山町	〇・九七八	〇・七〇三
佐治村	〇・九一九	〇・五二八	名和町	〇・九二四	〇・七四三
智頭町	〇・九四八	〇・八七二	中山町	〇・九三八	〇・六八七
気高町	〇・九三三	〇・八一〇	日南町	〇・九三六	〇・八〇七
鹿野町	〇・九八八	〇・七二七	日野町	一・〇二八	〇・九六一
青谷町	〇・九一五	〇・七八四	江府町	〇・九三〇	〇・七〇三
羽合町	〇・九四一	〇・七四八	溝口町	〇・九八二	〇・七九二
泊村	〇・九〇六	〇・六四一			

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十四号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「図るため」の下に「、林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の趣旨にかんがみ」を加える。

第四条の見出し中「種類等」を「種類」に改め、同条中「、貸付限度額、償還期間及び据置期間は、別表の」を「は、別表の第一欄に掲げる」に改める。

第五条を次のように改める。

(貸付金の貸付限度額等)

第五条 第三条の規定による貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の貸付限度額、償還期間及び据置期間は、別表の第二欄から第四欄までに掲げるとおりとする。ただし、一の林業従事者等に係る貸付金の総額は、個人にあつては六百万円、個人以外の者にあつては三千万円を超えないものとする。

2 貸付金は、無利子とする。

別表中「別表(第四条関係)」を「別表(第四条、第五条関係)」に改め、同表の一の2の項の次に次のように加える。

3 特認間伐施設資金

専ら間伐に用いるための林内作業車(車台が伸縮し、又は屈折する構造の自動車で林内作業に用いられるものをいう。)を購入するのに必要な資金

一台につき六十六万円

五年以内

様式第二号の裏面の第一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、

第三号の次に次の一号を加える。

(4) 乙の間伐利用計画書の内容と間伐利用実態書の内容に著しい差異が生じた場合において、甲がその理由が著しく相違しないと認めるとき、又は林業普及指導職員等の指導に著しく反するとき(特認間伐施設資金のみに限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十五号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則(昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「年四・〇パーセント」を「年三・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年十月三日から適用する。

3 昭和五十二年十月三日前に改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第九号

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第四五号	昭和五十二年七月五日	鳥取市富安一丁目二〇八	ヤマネ 林業 山根 正信
" 四六号	" 十四日	" 立川町一丁目一〇一	井上 薫造
" 四七号	" 二十七日	" 古海八二六	松本 兼松
八木第八六号	" 六日	八頭郡用瀬町家奥二一四	奥本 柳太郎
" 八七号	" 十八日	" 郡家町土師百井	森本 芳太郎
米木第八三号	八月八日	西伯郡名和町小竹七〇五	枝谷 純拓
日本第二八号	八月一日	日野郡溝口町根雨原四二七	奥田 朝雄
" 二九号	" 九日	溝口二二三	荒金 盛信
" 三〇号	" 九日	日南町阿毘縁一三七七ノ一	奥田 製材所
製材業者			
登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
八製第六一号	昭和五十二年七月六日	八頭郡用瀬町家奥二一四	奥本 柳太郎
" 六二号	" 九月一日	" 佐治村余戸	沢田 輝憲
倉製第六三号	" 八月十一日	東伯郡東伯町鋤二二七	門脇 英雄
" 六四号	" 八月十九日	倉吉市国府四一九	渡辺 顕家
日製第一三号	" 八月十九日	日野郡日南町宮内九一七ノ一	倉光 正良
" 一四号	" 一日	溝口町根雨原四二七	奥田 製材所
" 一五号	" 一日	溝口二二三	奥田 製材所

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十号

昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号(林業改善資金の貸付基準の決定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一の表の第二号の項の次に次のように加える。

三 特認間伐	積載量がおおむね一・五	一に掲げる者又は素材	五月又六月又
施設資金	立方メートルまでの林内	生産業者若しくはその	は八月は九月
用	作業車の購入に必要な費	組織する団体	

第二の表の第一号の項の貸付けの相手方の欄中「団体」を「団体、製材を営む者の組織する団体」に改める。

第三の表の第一号の項の貸付けの相手方の欄中「行う者」を「行う者若しくはその組織する団体」に改める。

鳥取県告示第千十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字柳茶屋一一五七の一一一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千十二号

昭和五十二年六月二十日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(境地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十三号

昭和五十二年十一月五日付けで名和町から申請のあつた土地改良(押平地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十四号

昭和五十二年八月九日付けで関金町から申請のあつた土地改良(野添地区区画整理)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十五号

昭和五十二年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良(豊田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所



四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十六号

昭和五十二年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良(和田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十七号

昭和五十二年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良(奥

陰田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(北野地区農業用排水)事業は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十九号

昭和三十二年三月二十四日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良(勝田地区農地開発)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和三十二年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十二年十二月十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和三十二年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により告示する。  
昭和三十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営志津地区樹園地農道網整備事業	昭和三十二年九月三十日
県営湖山地区基幹農道舗装事業	昭和三十二年十月三十日
県営山東第二地区農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備事業	昭和三十二年三月二十五日
県営千代地区ほ場整備事業	昭和三十二年三月二十五日
県営久米ヶ原地区ほ場整備事業	昭和三十二年三月二十五日
県営福部地区かんがい排水事業	昭和三十二年三月二十五日
県営大井手地区かんがい排水事業	昭和三十二年四月二十五日

鳥取県告示第千二十一号

都市計画法(昭和三十二年法律第九十号)第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
昭和三十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道、天神川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

羽合町大字長瀬字三ノ上河原、字四ノ上河原、字五ノ上河原、字長畑、字三反田、字江尻、字西ヲドロ及び字三ツ江  
変更する部分

羽合町大字長瀬字稲島、字八田ヶ坪、字野畑屋敷、字東野畑、字村後、字和反田、字天王、字浜根、字柳、字流田、字尾成、字銚手、字下村後、字上村後、字高浜、字浜根荒神、字二ノ浜根荒神及び字三ノ浜根荒神、大字久留字船津及び字河原田並びに大字田後字狐塚、字大俵、字二ノ狐塚、字高坪、字手次及び字大工給  
削除する部分

羽合町大字長瀬字寺屋敷、字南寺屋敷、字石建、字北寺屋敷、字八町、字当免及び字五反田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路、三・四・七号鴨川町秋喜線

二 都市計画の変更に係る土地の区域  
追加する部分

倉吉市鴨川町字砂畑、福守町字砂畑、字下屋敷、字乾ヶ瀬、字乾、字西荒木及び字穴エゴ、西福守町字和田々、不入岡字鴨川、国府字鴨川、字中ノ郷家、字河新田、字道場及び字砂跡並びに秋喜字這上り、字御供田、字大鼓面、字持井田、字八反田、字大坪、字天名、字井手添、字東森ノ丁、字西九反長及び字四反長

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千二十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月十六日 鳥取県指令受都計第百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇番地

エヌ・ケイ・テイ興産株式会社

代表取締役 満倉淳吉

鳥取県告示第千二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年六月二十一日 鳥取県指令受都計第三百十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字笹尾鼻ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市寿町七五七番地

株式会社 中村石油店

代表取締役 中村辰夫

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む）】